

神戸市道路公社会計規程

目次

第1章	総則	(第1条～第10条)
第2章	予算及び資金収支計画	(第11条～第12条)
第3章	収入及び支出	(第13条～第29条)
第4章	資産	(第30条～第53条)
第5章	負債及び資本	(第54条～第59条)
第6章	収益及び費用	(第60条～第62条)
第7章	原価計算	(第63条～第64条)
第8章	物品及び不動産の管理	(第65条～第71条)
第9章	契約	(第72条～第77条)
第10章	決算	(第78条～第80条)
第11章	弁償責任	(第81条)
第12章	補則	(第82条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、神戸市道路公社（以下「公社」という。）の財務及び会計に関する基準並びに手続を定め、事業の能率的な運営と予算の適正な執行を図り、もって公社の事業の健全な発展に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公社の財務及び会計に関しては、地方道路公社法(昭和45年法律第82号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和45年建設省令第21号)、神戸市道路公社定款、その他の法令又は法令に基づく主務大臣の指令の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 公社は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、次の各号に定める原則に基づき経理するものとする。

- (1) 財政状態及び経営成績に関して、真実な内容を明りょうに表示すること。
- (2) すべての会計取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な記帳整理を行なうこと。
- (3) 会計取引のうち、資本取引と損益取引とを明りょうに区分して整理すること。
- (4) 会計処理の原則及び手続を毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。
- (5) 財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をすること。

(事業年度所属区分)

第4条 公社の会計においては、収益及び費用の発生並びに資産、負債及び資本の増減異動の所属する事業年度は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とし、その日を決定することが困難であるときは、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする。

(勘定科目)

第5条 公社の会計は、貸借対照表勘定及び損益勘定に区分して経理する。

2 貸借対照表勘定は、資産、負債及び資本に区分し、資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、負債は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に区分し、資本は、基本金及び剰余金又は繰越欠損金に区分する。

- 3 損益勘定は、収益及び費用に区分し、これらをそれぞれの性質に応じて細分する。
- 4 前2項の勘定科目の区分は、様式第1号のとおりとする。ただし、これにより難しいものについては、別に定めることができる。

(財務諸表)

第6条 法第26条第1項に規定する財務諸表は、次の各号に定めるところにより作成するものとする。

- (1) 財産目録(様式第2号)は、公社の財産状態を明らかにするため、当該事業年度末に保有するすべての資産及び負債の明細を記載すること。
- (2) 貸借対照表(様式第3号)は、公社の財政状態を明らかにするため、当該事業年度末に保有するすべての資産、負債及び資本を記載すること。
- (3) 損益計算書(様式第4号)は、公社の経営成績を明らかにするため、当該事業年度中に発生したすべての収益及びすべての費用を記載して、当該事業年度の収益又は損失を表示すること。

(会計機関)

第7条 公社の財務及び会計に関する事務の適正な運営を図るため、次の各号に掲げる会計機関を設ける。

- (1) 契約決定者
 - (2) 収入決定者
 - (3) 支出決定者
 - (4) 出納員
 - (5) 前渡金管理者
 - (6) 財産管理者
 - (7) 財産保管者
- 2 前項の会計機関の事務及びその事務を担当する者については、別表第1に定めるところによる。
 - 3 第1項の会計機関が事故等により、その職務を行えない場合には、理事長が指定した者にその職務を代理させることができる。
 - 4 会計機関の事務を担当する者は、必要があるときは別表第2に定めるところにより、職員を会計機関の補助者として当該会計機関の事務の一部を処理することを命ずることができる。

(帳簿)

第8条 公社の会計においては、主要帳簿、補助簿及び予算簿(様式第5号から第21号)を備え、これらに資産、負債及び資本の増減異動その他所要事項を整然かつ明りょうに記録するものとする。

- 2 前項の帳簿は、毎事業年度更新するものとする。ただし、更新することが適当でないものについては、この限りでない。

(伝票)

第9条 すべての会計取引は、発生の日次の伝票により処理し、主要帳簿及び補助簿は、伝票に基づいて記帳しなければならない。

- (1) 収入伝票(様式第22号)
 - (2) 支払伝票(様式第23号)
 - (3) 振替伝票(様式第24号)
- 2 収入伝票は、現金の収納の取引について発行する。
 - 3 支払伝票は、現金の支払の取引について発行する。
 - 4 振替伝票は、現金の収支を伴わない取引について発行する。
 - 5 伝票の発行は、決裁書、請求書、領収証書その他の証拠書類に基づいて行わなければならない。

(金融機関の出納事務取扱い)

第 10 条 理事長は、契約に基づいて、公社の業務に係る金銭の出納事務の一部を金融機関に行わせることができる。

第 2 章 予算及び資金収支計画

(予算の執行)

第 11 条 予算は、収入支出予算に定める款、項、目及び節の区分に従って執行するものとする。

2 理事長は、予算が法第 24 条の規定により市長の承認を受けたときは、すみやかに収入支出予算の執行計画をたてなければならない。

(予算の繰越)

第 11 条の 2 予算を翌事業年度へ繰越して使用する必要があるときは、当該事業年度末までに予算繰越調書(様式第 18 号)を理事長に提出しなければならない。

(資金収支計画)

第 12 条 理事長は、法第 24 条の規定により市長の承認を受けた資金計画に基づき、資金収支計画を作成する。

2 前項の資金収支計画は、月間及び四半期毎の計画表とし、当該月及び四半期の開始前 10 日までに作成するものとする。

第 3 章 収入及び支出

第 1 節 通 則

(取引金融機関)

第 13 条 公社の預金口座を設ける金融機関(以下「取引金融機関」という。)は、理事長が指定する。

2 前項の取引金融機関には、理事長名義の預金口座を設定するものとし、その登録印鑑は公社公印規程第 2 条別表 え に定める公印とする。

(現金の管理)

第 14 条 収入金は、取引金融機関のうちから理事長が指定する金融機関に預金するものとし、ただちにこれを支払資金に充ててはならない。

2 出納員及び前渡金管理者は、業務上必要な手許現金を除き、その保管する現金をすべて取引金融機関に預金しなければならない。

3 出納員は、毎月末日の預貯金残高について、取引金融機関から預金口座の残高証明書を徴し、これと照合しなければならない。

4 出納員は、支出決定者が業務上必要と認めた範囲内で手許現金を置くことができる。

5 出納員は、手許現金について、毎事業年度末にその在高を関係帳簿の記録と照合しなければならない。

(出納保管)

第 15 条 出納員及び前渡金管理者は、善良な管理者の注意をもって、その取扱いに係る現金、預貯金及び有価証券を出納保管しなければならない。

2 出納員等は、その所管に係る現金、有価証券等の金員について、亡失、盗難又はき損の事実を発見したときは、ただちに、事故調書を作成し、理事長に報告しなければならない。

3 出納員は手許現金について、毎事業年度末にその在高を関係帳簿の記録と照合しなければならない。

(余裕金の運用)

第 16 条 理事長は、公社の余裕金を運用するにあたっては、法第 31 条に規定するところにより、事業

の執行に支障のない範囲で効率的に行うものとする。

第2節 収入

(収入)

第17条 収入決定者は、収入についてその内容を調査決定し、すみやかに債務者に対して納入金額を明らかにし、かつ、納入期限及び納入場所を指定して、その支払の請求をしなければならない。

2 前項の規定により、収入決定者が収入の調査決定をしたときは、出納員に通知するものとする。

(収納)

第18条 出納員は、現金の授受に代え、小切手又は普通為替証書で公社を受取人として指定したもの、若しくは、指定しないものをもって収入金を収納することができる。

2 出納員は、収入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付する。この場合において、当該収納が現金の授受に代え、前項に規定する有価証券をもって行われたときは、領収証書にその旨を附記しなければならない。

3 出納員は、収入金を収納したときは、遅滞なく収入決定者にその旨を報告しなければならない。

(督促)

第19条 収入決定者は、納入期限までに払込みをしない債務者に対して、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

(料金収入の特例)

第20条 出納員は、料金収入に係る収入金については、料金1日分を翌日中（翌日が休業日にあたるときは翌々日）に納付書（様式第25号）により取引金融機関の預金口座に入金しなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、数日分を一括して入金することができる。

2 収入決定者は、取引金融機関から領収済通知書（様式第25号）の送付があったとき、関係証拠書類と照合のうえ、収入の調査決定を行うものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、数日分を一括して調査決定することができる。

3 通行券等の管理取扱いに関する事項については、別に定めるところによる。

(有価証券等の受入れ)

第21条 有価証券及び公社の収入とならない現金の受入れについては、第17条から第19条の規定を準用する。

第3節 支出

(支出負担行為)

第22条 支出負担行為は、資金収支計画との関係を考慮して、最も効率的な時期及び方法により行われなければならない。

2 契約決定者は、予算額を超えて支出負担行為をすることができない。

(支出及び支払)

第23条 支出金の支払は、その支出について支出決定者が調査決定し、出納員が行う。

2 前項の支出の決定は、債権者その他支払を受けるべき者から提出のあった請求書に基づいて行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、請求書に基づかないで支出することができる。

- (1) 給与及び賃金
- (2) 報償費
- (3) 公社債元利償還金及び支払手数料
- (4) 官公署等の発行した納付書等によるもの

(5) その他理事長が請求書を要しないと認めたもの
(支払の方法)

第 24 条 出納員が行う支払の方法は、原則として口座振替払による。ただし、特に受取人の依頼がある場合は、現金、小切手、郵便振替貯金又は小切手送金により支払うことができる。

(領収証書)

第 25 条 出納員が支払をする場合においては、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、第 24 条に基づき、口座振替により支払をするときは、振替を完了したことを証する振替金融機関の証書をもって相手方からの領収証書に代えることができる。

(有価証券等の払出し)

第 26 条 有価証券の払出し及び公社の支出とならない現金の支払については、第 23 条及び前条の規定を準用する。

(資金前渡)

第 27 条 支出決定者は、業務の運営上必要があるときは、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

2 資金を前渡することができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外国において支払をする経費
- (2) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- (3) 報酬、給料、諸手当、旅費（ＩＣカード発行預り金を含む。）、費用弁償及び賃金
- (4) 公社債券の元利償還金
- (5) 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
- (6) 報償金その他これに類する経費
- (7) 社会保険料
- (8) 官公署に対して支払う経費
- (9) 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする経費
- (10) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- (11) 自動振替払いによる電気使用料、ガス使用料、水道使用料、電気通信料金、後納郵便料金及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (12) 交際費及び慶弔費
- (13) 即時支払をしなければ調達困難な物件の買入れ、加工、借入れ及び修繕並びに役務の提供に要する経費
- (14) 集会、儀式その他の行事に際し直接支払を必要とする経費
- (15) 有料道路使用料、駐車料、入場料、通信料、会場使用料その他これらに類する経費
- (16) 公社職員以外の者の旅費その他の実費弁償
- (17) 損害賠償に係る諸経費
- (18) 供託金
- (19) 学会の年度会費
- (20) 日本郵便株式会社及び郵便貯金銀行に対して支払う経費

3 前渡金管理者は、その用務終了後、すみやかに精算を行い、証拠書類を添えて、前渡資金の支払について、直近の上司に報告しなければならない。

ただし、領収証書を得がたい場合においては、その理由を記載し直近の上司の認定を受けた支払証明書を添付しなければならない。

(前金払及び概算払)

第 28 条 業務の運営上必要があるときは、次の第 1 号から第 9 号までに掲げる経費については前金払、第 10 号から第 13 号までに掲げる経費については概算払をすることができる。

- (1) 公共工事の前払金に関する規則（昭和 28 年 6 月神戸市規則第 52 号）第 2 条に定める工事請負費及び測量費
 - (2) 定期刊行物の代価，定額制供給に係る電燈電力料及び日本放送協会に支払う受信料
 - (3) 土地又は家屋の買収又は収用により，その移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料及び補償費
 - (4) 公社の用に供する土地の上に存する物件の移転料
 - (5) 前金で支払をしなければ，契約しがたい調達（物件，労力その他），請負，委託，買入れ又は借入れに要する経費
 - (6) 保険料及び行事災害保障制度に係る掛金
 - (7) 前金で支払う場合に料金の割引を得られるもので理事長の指定するもの。
 - (8) 負担金
 - (9) 官公署に対して支払う経費
 - (10) 旅費
 - (11) 訴訟に要する経費
 - (12) 損害賠償金（公社が損害賠償の責任を負うことが明らかである事件において，即時支払をしなければ被害者の救済が困難となるものにかぎる。
 - (13) 概算で支払をしなければ，契約しがたい調達（物件，労力その他），請負，委託に要する経費
- 2 概算払の精算については，第 27 条第 3 項の規定を準用する。

(部分払)

第 29 条 契約により，工事若しくは製造の既済部分又は物件の既済部分に対し，完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは，別に定める検査調書に基づいて工事又は製造については，その既済部分に対する代価の 90 パーセント以内，物件の買入については，その既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。ただし，性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては，その代価の全額まで支払うことができる。

- 2 前項の部分払において，控除すべき額がある場合は，それぞれの契約書で定めるところにより行うものとする。

第 4 章 資 産

第 1 節 通 則

(流動資産)

第 30 条 流動資産は，現金，預金（貯金を含む。），未収金，有価証券，材料及び貯蔵品，前払費用，受託業務支払金，仮払金並びにその他の流動資産とする。

(固定資産)

第 31 条 固定資産は，事業資産，事業資産建設仮勘定，有形固定資産，無形固定資産及び投資その他の固定資産，有料道路関連道路債権とする。

- 2 事業資産は，道路（道路を構成する敷地を含む。以下同じ。），駐車場及び附帯事業施設とする。
- 3 事業資産建設仮勘定は，道路建設仮勘定，駐車場建設仮勘定及び附帯事業施設建設仮勘定とする。
- 4 有形固定資産は，建物，構築物，機械及び装置，車両及び運搬具，工具器具及び備品，土地並びに建設仮勘定とし，機械及び装置，車両及び運搬具，工具器具及び備品については，耐用年数が 1 年以

上で、かつ、取得価格が10万円以上のものとする。

第32条 削除

第33条 削除

(繰延資産)

第34条 繰延資産は、前払費用、公社債券発行差金、調査費及び財産臨時損失とする。

(資産の記帳価格)

第35条 資産の記帳価格は、原則として、当該資産の取得価格による。

2 交換により取得した資産の価格は、その交換に提供した資産の帳簿価格に交換差金を加算し、又は控除した額とする。

(貸倒償却)

第36条 公社の債権について次の各号の一に該当する事由のある場合においては、当該債権の属する資産の価格を削除し、これを費用として整理することができる。

- (1) 債務履行期日後5年(当該債権の消滅時効が5年より短いときはその年数)を経過し、かつ、債務者又は債務者の住所及び居所が不明であって差し押えることのできる財産がないとき。
- (2) 強制執行その他の債権の取立に要する費用が当該債権の額より多額であると認められるとき。
- (3) 強制執行後なお回収不能の残額があるとき。
- (4) 前各号に準ずる事由のある場合で、理事長が認めたとき。

第2節 流動資産

(材料等の取得価額)

第37条 材料及び貯蔵品(以下「材料等」という。)の取得価格は実際の購入価額又は生産に要した費用の額による。

(材料等の価額の減額)

第38条 材料等が変質し、破損し、減耗し、又は滅失したときは、その割合に応じて、その価額を減額する。

2 前項の規定により減額したときは、その減少額を費用に計上する。

(材料等の払出し)

第39条 材料等を事業の用に供するため払出すとき又は、前条第2項の規定によりその価額を減額するときは、先入先出法により整理する。

(材料等のたな卸し)

第40条 材料等については、毎事業年度末及び随時に実地たな卸しを行い、現品と帳簿とを照合して、その資産計上額の正確を保持するものとする。

第3節 固定資産

(事業資産の取得価額)

第41条 事業資産の取得価額は、その取得又は建設のために要した直接費及び間接費の合計額とする。

(道路の価額)

第41条の2 道路が竣工した場合においては、当該道路建設仮勘定を、次の各号に掲げるところにより、道路又は有形固定資産に振り替えて当該道路の価額を決定する。

- (1) 道路敷、道路、橋、トンネル等の施設又は工作物及び道路の付属物の建設原価は、道路勘定に振り替える。
- (2) 前号以外の資産の残存価額は、それぞれ当該有形固定資産の該当する勘定科目に振り替える。

第 42 条 削除

(建設助成金)

第 42 条の 2 建設助成金は、法第 30 条の規定による国又は神戸市の補助金及び法第 30 条以外に地方公共団体から建設中の事業資産に対し交付された補助金とし、資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上する。

(道路事業損失補てん引当金)

第 43 条 道路事業に係る損失を補てんするため、当該道路の 1 事業年度における料金徴収総額の 10 パーセント又は 12 パーセントに相当する額を事業年度末において道路事業損失補てん引当金としてその累計額を負債勘定に計上する。

(道路価額の削除)

第 44 条 道路に係る料金の徴収期間が満了したときは、当該道路の記帳価額を削除する。

2 前項の規定により価額を削除したときは、当該道路に対する償還準備金及び建設助成金に相当する額を、それぞれ償還準備金及び建設助成金から控除する。この場合において、控除額が削除額に満たないときは、その差額に相当する額を道路事業損失補てん引当金から控除する。

(道路以外の固定資産の減価償却)

第 45 条 道路以外の固定資産（土地、建設仮勘定及び有料道路関連道路債権を除く。次条において同じ。）は、毎事業年度末においてその取得価額を基礎として、定額法によりその残存価額が、駐車場、附帯事業施設又は有形固定資産にあつては 1 円、無形固定資産にあつては零に達するまで減価償却を行う。

2 前項の規定による減価償却は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 41 年大蔵省令第 37 号）に定める耐用年数により行い、その耐用年数は、その資産を取得し又は建設した月の翌月から起算する。ただし、これによることが適当でないときは、別に理事長が定める耐用年数により行うことができる。

3 第 1 項の規定による減価償却の額は、駐車場、附帯事業施設又は有形固定資産にあつては、駐車場減価償却累計額、附帯事業施設減価償却累計額又は固定資産減価償却累計額として、その累計額を資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上し、無形固定資産にあつては、当該資産の価額から直接控除する。

(道路以外の固定資産の価額の削除)

第 46 条 道路以外の固定資産が滅失し、又はこれを譲渡し、交換し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その価額を削除し、駐車場減価償却累計額、附帯事業施設減価償却累計額又は固定資産減価償却累計額から、当該資産に係る減価償却累計額を控除する。

2 前項の規定により固定資産の価額を削除した場合において、その削除した価額と当該資産に係る減価償却累計額との差額があるときは、その額を費用として計上する。

3 前項の場合において、その資産を譲渡し、交換し、撤去し、又は廃棄することにより対価を得るときは、その対価相当額と費用に計上すべき額との差額を費用又は収益として計上する。

(事業資産建設仮勘定)

第 47 条 事業資産建設仮勘定は、道路、駐車場及び附帯事業施設の建設のための用地補償費、材料費、機械器具費、工事費、事務費、並びにこれらの建設に関連するその他の経費を計上し、建設が完了して供用が開始されたときにおいて、原価計算を行い、各事業資産の科目に振り替える。

第 48 条 削除

第 49 条 削除

第4節 繰延資産

(前払費用)

第50条 前払費用は、すでに支払った保険料及び賃借料等の費用のうち、未経過期間に相当する金額を計上し、翌事業年度以降の費用に正しく割り当てる。ただし、翌事業年度の費用に割り当てられるものは、流動資産として整理する。

(公社債券発行差金)

第51条 公社債券発行差金は、発行割引料及び発行費用を計上し、発行から償還にいたるまでの期間にわたって定額法により直接償却する。

(調査費)

第52条 定の道路、駐車場及び附帯事業施設の建設に係る調査費は、これらの施設の建設が確定する前の調査（測量、設計、試験及び研究を含む。）に要した費用を計上し、その建設が確定したときは、これを当該資産建設仮勘定に、その建設計画が中止されたときは、これをすみやかに費用に振替整理する。

2 前項に規定する調査費以外の調査費は、その支出の翌事業年度から5年以内に、毎事業年度末において定額法により直接償却する。

(財産臨時損失)

第53条 財産臨時損失は、災害等により生じた臨時巨額の資本的損失を計上し、その全額を当該事業年度以降に繰延整理することができる。

2 前項の規定により繰延整理した損失は、災害等の程度を勘案し、別に定める期間以内に、毎事業年度末において定額法により直接償却する。

第5章 負債及び資本

(流動負債)

第54条 流動負債は、未払金、短期借入金、一年以内償還予定公社債券、一年以内返済予定長期借入金、未払費用、預り金、仮受金、受託業務受入金及びその他の流動負債とする。

(固定負債)

第55条 固定負債は、公社債券、長期借入金、退職手当引当金、ETCマイレージ引当金、道路事業清算引当金及びその他の固定負債とする。

2 公社債券を発行する場合の方法は、別に定める。

(特別法上の引当金等)

第56条 特別法上の引当金等は、道路事業損失補てん引当金、償還準備金、償還準備積立金及び社会資本整備引当金とする。

2 償還準備金の額は、毎事業年度の道路資産に係る収益合計額から費用合計額を控除した残額に相当する金額を償還準備金として、その累計額を計上する。

3 建設中路線の消費税還付額は、償還準備積立金として建設期間中その累計額を計上し、供用開始後償還準備金に振り替える。

4 前2項の規定による償還準備金は、その額が道路の取得価格（第42条の2に規定する建設助成金が積みたてられているときは、その建設助成金の額を控除した額）に達するまで計上する。

5 道路の整備に関し、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律（昭和62年法律第87号）に基づく開発者負担金を受け入れた場合、当該負担金から政府貸付金に係る額を控除した残額に相当する額を社会資本整備引当金として、その累計額を計上する。

第 57 条 削除

(基本金)

第 58 条 基本金は、法第 4 条の規定により、神戸市が出資した額の合計額とする。

(剰余金又は繰越欠損金)

第 59 条 剰余金は、法第 27 条第 1 項の規定による準備金とし、繰越欠損金は、同条第 2 項の繰越欠損金とする。

第 6 章 収益及び費用

(収益)

第 60 条 収益は、業務収益（道路料金収益、駐車場料金収益、附帯事業収益及び業務雑収益）、受託業務収益（受託業務収益）及び業務外収益（受取利息、有料道路関連道路収益、補助金収益、道路事業損失補てん引当金取崩益、雑収益及び E T C マイレージ引当金戻入）とする。

(費用)

第 61 条 費用は、管理業務費（道路管理費、駐車場管理費、附帯事業施設管理費及び E T C マイレージ引当金繰入）、一般管理費（一般管理費）、受託業務損（受託業務損）、諸減価償却費（償還準備金繰入額（収支差損の場合は、「償還準備金取崩額」とする。）、償還準備積立金繰入額、駐車場減価償却費、附帯事業施設減価償却費及び固定資産減価償却費）、諸引当損（道路事業損失補てん引当損、退職手当引当損及び道路事業清算引当損）及び業務外費用（支払利息、繰延資産償却及び雑損）とする。

(一般管理費等の割掛)

第 62 条 一般管理費、諸原価償却費、諸引当損及び業務外費用については、事業年度ごとに、次に掲げるところにより割掛するものとする。

- (1) 建設勘定又は管理勘定に係る特定の費用は、それぞれ建設勘定又は管理勘定に賦課する。
- (2) 前号の賦課額を控除した残額については、料金収入等の割合により配賦する。

第 7 章 原価計算

(原価計算)

第 63 条 料金の決定、経営管理その他の業務運営の基礎資料とするため、原価計算を行うものとする。

(原価計算の方法)

第 64 条 原価計算は、道路、駐車場及び附帯事業施設その他特に必要と認められるものについて、原価要素を分類集計して行う。

- 2 原価要素は、原則として、用地及び補償費、材料費、機械器具費、工事費及び附帯経費並びに一般管理費及び業務外支出の割掛額とする。
- 3 原価計算と会計の諸勘定とは、有機的に関連するものでなければならない。

第 8 章 物品及び不動産の管理

(管理の原則)

第 65 条 物品及び不動産は、この規程又は他の規程に特別の定めがある場合を除き、これらを交換し、その他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれらを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

- 2 物品及び不動産は、その所有の目的に応じて効率的に運用しなければならない。

(物品及び不動産の交換等)

第 66 条 事業の用に供するため必要がある場合において、公社が所有する土地又は建物若しくは土地

の定着物を公社以外の者が所有する土地又は建物若しくは土地の定着物と交換することができる。

2 物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを時価より低い対価又は無償で譲渡することができる。

(1) 公社の事業の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、その他これらに準ずる物品を配布するとき。

(2) 公社の事業に係る道路等に関する工事、製造、調査、測量、試験又は研究（以下本条において「工事等」という。）に必要な印刷物、写真、その他これらに準ずる物品又は見本用若しくは標本用物品を譲渡するとき。

(3) 道路の建設に関し、取得した公共施設又はその敷地のうち公社が管理することが著しく不適當であつて、かつ、公社の事業に直接関係のないものについての全部又は一部を公共の用に供することを条件として、国又は地方公共団体その他これらに準ずる者に譲渡するとき。

2 物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを時価より低い対価又は無償で貸し付けることができる。

(1) 公社の事業の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用機材、その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。

(2) 公社の委託により、工事等又は払込料金の受領に必要な物品又は不動産を貸し付けるとき。

(3) 公共施設の用に供する物品又は不動産を国又は地方公共団体その他これらに準ずる者が、当該施設の目的に従つて管理しようとする場合において、その全部又は一部をこれらの者に貸し付けるとき。

(交換差額の補足)

第 67 条 前条第 1 項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(不用の決定)

第 68 条 財産管理者は、使用することができないたな卸資産その他の物品があるときは、不用の決定をすることができる。

2 前項の不用決定に関する手続については、別に定める。

(売却及び廃棄)

第 69 条 前条の規定により不用の決定をしたたな卸資産その他の物品は、売却することができる。ただし、売却することが不適當と認められるもの及び売却することができないものは、廃棄することができる。

(物品及び不動産の保全)

第 70 条 財産保管者は、善良な管理者の注意をもって物品及び不動産を常に良好な状態に保つように維持し、保存しなければならない。

(管理の手続等)

第 71 条 物品及び不動産の取得及び処分並びに保管又は維持及び保存に関する手続その他の事項については、この規程に定めるほか、別に定める。

第 9 章 契 約

(契約の方法)

第 72 条 契約決定者は、契約を行うときは、すべて競争入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、随意契約の方法によることができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次に定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造その他の請負	4,000,000 円
イ 財産の買入れ	3,000,000 円
ウ 物件の借入れ	1,500,000 円
エ 財産の売払い	1,000,000 円
オ 物件の貸付け	500,000 円
カ 前各号に掲げるもの以外のもの	2,000,000 円
 - (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき。
 - (4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (5) 競争入札にすることが不利と認められるとき。
 - (6) 時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。
 - (7) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないとき。
 - (8) 落札者が契約を締結しないとき。
 - (9) 前各号に規定するもののほか、理事長が業務の運営上特に必要があると認めるとき。
- 2 前項ただし書の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない。
- 3 契約を指名競争入札に付そうとするときは、原則として 5 人以上の者を指名し、指名者には指名競争入札執行通知書（様式第 26 号）により通知するものとする。ただし、神戸市との入札事務委託契約における委託事務の範囲内で神戸市へ入札を委託することができる。
- 4 前項の指名については、神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者から行うものとする。ただし、これにより難い場合はこの限りでない。

（予定価格）

第 73 条 契約決定者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なものであるとき又は契約の性質上、予定価格の設定を要しないと認められるときはこの限りでない。

- 2 前項の予定価格は、契約の内容、履行の難易、期間、市場価格及び需給の状況等を考慮して適正に定めなければならない。

（入札保証金）

第 74 条 契約決定者は、入札に参加しようとするものから、入札金額の 5 パーセント以上の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度の入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。
- 3 第 77 条第 2 項から第 4 項の規定は、前 2 項の入札保証金の納付について準用する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。
 - (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
 - (2) 契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

- 5 入札保証金は、落札者を決定したとき又は入札の執行を取り消したときに、これを返還する。ただ

し、落札者の入札保証金は、契約の手続きを履行した後に返還するものとする。

6 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当させることができる。

(落札者の決定)

第 75 条 競争による契約は、その契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

2 理事長は、公社の支出の原因となる契約のうち、別に定めるものについて、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

3 理事長は、当該契約の内容に適合した履行を確認するため特に必要があると認めるときは、別に定めるものについて、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

4 理事長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から前3項の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

5 理事長は、前項の規定により契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の申込価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(無効の入札)

第 75 条の 2 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提供したとき。
- (5) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 当公社から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(契約書)

第 76 条 契約決定者は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代る書類をもって処理することができる。

2 前項のただし書規定については、神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）及びこれに関する諸取扱いの例により行うものとする。

（契約保証金の納付）

第 77 条 契約を締結するときは、契約金額の 3 パーセント以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、契約金額の 5 パーセント以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって代えることができる。

3 理事長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 契約保証金等を有価証券で納める場合の評価額は、次のとおりとする。

(1) 神戸市債証券及び国債証券 額面金額

(2) 理事長が認める証券 額面金額（証券に表示された売出価格が額面金額以下であるときは、その売出価格）の 10 分の 8 以下で理事長が定める額

5 第 1 項のただし書規定については、神戸市契約規則及びこれに関する諸取扱いの例により行なうものとする。

（契約保証金の免除）

第 77 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が、保険会社との間に当社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約金額が 1,000 万円未満の契約をするとき。

(4) 契約締結後 30 日以内に履行し得る契約をするとき。

(5) 物件の売却において、落札者が代金を即納してその物件を引取るとき。

(6) 契約内容の変更の契約において、即納の契約保証又は第 1 号の保険金額若しくは保険期間に不足が生じた場合で、理事長が認めるとき。

(7) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(8) 公社、契約の相手方、当該契約の履行を保証する者との三者による契約を締結するとき。

第 10 章 決 算

（種 類）

第 78 条 決算は、月次報告及び年度決算とする。

（月次報告）

第 79 条 経営企画部長は、毎月末帳簿を締め切り、試算表を作成して残高が正確であることを照査のうえ、翌々月 20 日までに理事長に報告しなければならない。

（年度決算）

第 80 条 経営企画部長は、毎事業年度の末日現在において、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに決算報告書を作成し、翌事業年度の 6 月末日までに理事長に報告しなければならない。

第 11 章 弁償責任

(職員の責任)

第 81 条 会計機関の事務を担当する者、第 7 条第 3 項に規定する理事長が指定した者及び同条第 4 項に規定する会計機関の補助者は、善良な管理者の注意を怠り、故意又は重大な過失により、その保管に係る現金、有価証券、物品等を亡失し、又はき損した事等によって、公社に損害を与えたときは、その損害の弁償の責に任じなければならない。

第 12 章 補 則

(補 則)

第 82 条 この規程に定めるもののほか、財務及び会計に関する事務の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 21 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 4 月 13 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 22 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表及び様式一覧表

番号	根拠規定	項目
別表第1	第7条	会計機関の事務担当者及び事務の範囲
〃 2	〃	会計機関の補助者及び事務の範囲
様式第1号	第5条	勘定科目
〃 2	第6条	財産目録
〃 3	〃	貸借対照表
〃 4	〃	損益計算書
〃 5	第8条	総勘定元帳
〃 6	〃	事業資産建設仮勘定内訳簿
〃 7	〃	未収金一覧表
〃 8	〃	未払金一覧表
〃 9	〃	銀行勘定帳
〃 10	〃	事業資産台帳
〃 11	〃	固定資産台帳
〃 12	〃	有価証券台帳
〃 13	〃	預り有価証券台帳
〃 14	〃	前渡金管理簿
〃 15	〃	収入支出予算執行簿
〃 16	〃	長期借入金（債券）原簿
〃 17	〃	債務負担行為整理簿
〃 18	第8条, 第11条の2	予算繰越調書
〃 19	第8条	予算流用調書
〃 20	〃	予備費使用調書
〃 21	〃	資金計画表
〃 22	第9条	収入伝票
〃 23	〃	支払伝票
〃 24	〃	振替伝票
〃 25	第20条	納付書
〃 26	第72条	指名競争入札執行通知書

別表第1

会計機関の事務担当者及び事務の範囲

会計機関	事務担当者	事務の範囲
契約決定者	理事長	この規程及び他の法令等に基づく契約及び支出の原因となる行為
収入決定者	理事長	収入の調査決定及び収入に関連する振替命令等
支出決定者	理事長	支出の調査決定及び支出に関連する振替命令等
出納員	経営企画課長	現金、預貯金及び有価証券等の出納保管並びに小切手の振出
前渡金管理者	各課長	前渡資金の支払の調査決定及び出納保管
財産管理者	経営企画部長	物品又は不動産の取得及び処分
財産保管者	各課長	直接事業の用に供する物品の出納保管及び不動産の維持、保存
	経営企画課長	その他の物品の出納保管及び不動産の維持、保存

別表第2

会計機関の補助者及び事務の範囲

会計機関	事務担当者	補助者 (分任出納員)	事務の範囲
出納員	経営企画課長	調整係長	現金、預貯金及び有価証券の出納並びに小切手の振出

勘 定 科 目 表

貸借対照表勘定

款	項	目	説 明
流 動 資 産			
	現 金		
		現 金	
	預 金		
		預 金	
	有 価 証 券		
		有 価 証 券	余裕資金運用のため一時的に所有するもの
	未 収 金		納期の到来した収入金の未収金
		道路料金未収金	
		駐車場料金未収金	
		附帯事業未収金	
		その他の未収金	
	材料及び貯蔵品		
		材 料	材料及び購入部分品
		貯 蔵 品	上記以外のもの
	前 払 費 用		
		前 払 費 用	役務に対して支払われた対価のうち、当該事業年度の費用に属さないもので、貸借対照表日から計算して1年以内に償却され費用となるべきもの
	仮 払 金		
		仮 払 金	
	受託業務支払金		
	その他の流動資産		
		その他の流動資産	
固 定 資 産			
	事 業 資 産		事業の用に供する固定資産

款	項	目	説 明
		道 路	
		建 設 助 成 金	
		駐 車 場	
		駐 車 場 減価償却累計額	
		附 帯 事 業 施 設	
		附 帯 事 業 施 設 減価償却累計額	
	事 業 資 産 建 設 仮 勘 定		
		道 路 建 設 仮 勘 定	
		駐 車 場 建 設 仮 勘 定	
		附 帯 事 業 施 設 建 設 仮 勘 定	
	有 形 固 定 資 産		事業資産，事業資産建設仮勘定，無形固定資産及び投資その他の資産以外の固定資産
		建 物	
		構 築 物	土地に定着する土木施設又は工作物
		機 械 及 び 装 置	電気設備，内燃設備等の機械装置及び運搬設備並びにこれらの付属品
		車 両 及 び 運 搬 具	自転車その他の運搬具
		工 具 器 具 及 び 備 品	工具，器具及び備品のうち，その取得価額が10万円以上で，耐用年数1年以上のもの
		土 地	
		建 設 仮 勘 定	
		固 定 資 産 減価償却累計額	
	無 形 固 定 資 産		
		無 形 固 定 資 産	
	投 資 そ の 他 の 固 定 資 産		
		投 資 そ の 他 の 固 定 資 産	
	有 料 道 路 関 連 道 路 債 権		
		有 料 道 路 関 連 道 路 債 権	
繰 延 資 産			

款	項	目	説 明
	前 払 費 用		
		前 払 費 用	流動資産に属さない前払費用
	公社債券発行差金		
		債券発行差金	
	調 査 費		
		〇〇〇調査費	
	財産臨時損失		
		財産臨時損失	
流 動 負 債			
	未 払 金		
		未 払 金	既に確定している債務のうち支払の終わっていないもの
	短期借入金		
		短期借入金	貸借対照表日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金
	一年以内償還予定 公社債券		
		一年以内償還予定 公社債券	貸借対照表日から起算して1年以内に償還しなければならない公社債券
	一年以内返済予定 長期借入金		
		一年以内返済予定 長期借入金	貸借対照表日から起算して1年以内に返済しなければならない長期借入金
	未 払 費 用		提供された役務に対し未だその支払を終らない経費
		支 払 利 息	公社債券、借入金等の支払利息の未払額
		その他の未払費用	上記以外の未払費用
	預 り 金		
		預 り 所 得 税	
		預 り 市 県 民 税	
		預 り 厚 生 年 金 保 険 料・健康保険料	
		預 り 団 体 共 済 保 険 料	
		そ の 他 預 り 金	

款	項	目	説 明
	仮 受 金		
		仮 受 金	
	受託業務受入金		
	その他の流動負債		
		その他の流動負債	
固 定 負 債			
	公 社 債 券		
		公 社 債 券	神戸市道路公社債券を額面価額で計上
	長 期 借 入 金		
		長 期 借 入 金	貸借対照表日から起算して1年以上借入れるもの
	退職手当引当金		
		退職手当引当金	
	E T C マイレージ 引当金		
		E T C マイレージ 引当金	当該年度に発生したマイレージポイント・還元額のうち、将来発生の可能性のある費用の 所要見積額を計上
	道路事業清算引当金		
		道路事業清算引当金	
	その他の固定負債		
		その他の固定負債	
特 別 法 上 の 引 当 金 等			
	道 路 事 業 損 失 補 て ん 引 当 金		
		道 路 事 業 損 失 補 て ん 引 当 金	
	償 還 準 備 金		
		償 還 準 備 金	
	償還準備積立金		
		償還準備積立金	
	社会資本整備 引 当 金		
		社会資本整備 引 当 金	
基 本 金			

款	項	目	説 明
	神戸市出資金		
		神戸市出資金	地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第4条に規定する出資金
剰 余 金			
		準 備 金	
	準 備 金		
繰 越 欠 損 金			
	繰 越 欠 損 金		
		繰 越 欠 損 金	
	当 期 損 失		
		当 期 損 失	

損益勘定

款	項	目	説明
業務収益			
	道路料金収益		
		道路料金収益	
		E T C マイレージ 還元負担金収益	公社付与のE T Cマイレージ還元額を使用して 神戸市道路公社有料道路を通行した場合の料金 収入（無料通行金額）を計上
	駐車場料金収益		
		〇〇駐車場 料金収益	
	附帯事業収益		
		〇〇施設収益	
	業務雑収益		
		業務雑収益	業務収入に係る割増金，道路占用料等上 記以外の収入
受託業務収益			
	受託業務収益		
		〇〇受託業務収益	受託業務の精算に伴う残額
業務外収益			
	受取利息		
		受取利息	有価証券，預金及び貯金の受取利息
	有料道路関連 道路収益		
		有料道路関連 道路収益	
	補助金収益		
		補助金収益	
	道路事業損失補てん 引当金取崩益		
		道路事業損失補てん 引当金取崩益	
	雑収益		
		雑収益	
	E T C マイレージ 引当金戻入		
		E T C マイレージ 引当金戻入	マイレージポイント・還元額のうち，引当金とし て計上した将来発生の可能性のある費用の所要 見積額が不要となった場合の収益を計上
管理業務費			
	道路管理費		

款	項	目	説 明
		維持費	
		補修改良費	
		旅費	
		賃金	
		事務諸費	
		E T Cマイレージ 還元負担金	公社付与のE T Cマイレージ還元額を使用して神戸市道路公社又は他社の有料道路を通行した場合の通行料金を計上
	駐車場管理費		
		〇〇駐車場管理費	管理に要した事務費，維持管理費等の費用を(節)又は(細節)に区分して計上
	附帯事業施設 管理費		
		〇〇施設管理費	上記と同じ
	E T Cマイレージ 引当金繰入		
		E T Cマイレージ 引当金繰入	当該年度に発生したマイレージポイント・還元額のうち，将来発生の可能性がある費用の所要見積額を計上
一般管理費			事業全般にわたって管理するための費用
	一般管理費		
		役職員諸給与	(節)又は(細節)に区分して計上
		管理諸費	上記と同じ
		慶弔費等	
受託業務損			
	受託業務損		
		〇〇受託業務損	受託業務の精算に伴う不足額
諸減価償却費			
	償還準備金繰入額		
		償還準備金繰入額	
	償還準備積立金 繰入額		
		償還準備積立金 繰入額	
	駐車場減価償却費		
		〇〇駐車場 減価償却費	
	附帯事業施設 減価償却費		
		〇〇施設 減価償却費	

款	項	目	説 明
	固 定 資 産 減 価 償 却 費		
		建物減価償却費	
		構築物減価償却費	
		機械及び装置 減 価 償 却 費	
		車両及び運搬具 減 価 償 却 費	
		工具器具及び 備品減価償却費	
		無形固定資産 減 価 償 却 費	
諸 引 当 損			
	道路事業損失 補てん引当損		
		道路事業損失 補てん引当損	
	退職手当引当損		
		退職手当引当損	
	道路事業清算引当損		
		道路事業清算引当損	
業 務 外 費 用			
	支 払 利 息		
		公社債券利息	神戸市道路公社債券に対する支払利息
		借 入 金 利 息	借入金に対する支払利息
	繰延資産償却		
		公社債券発行差金 償 却	
		調 査 費 償 却	
		財産臨時損失償却	
	雑 損		
		雑 損	
償還準備金取崩額			
	償還準備金取崩額		

事業年度神戸市道路公社財産目録

年 月 日現在

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
<u>流動資産</u>			円
現預金			
有価証券			
未収材料及び貯蔵品			
前払費用			
仮払金			
受託業務支払金			
その他の流動資産			
<u>固定資産</u>			
事業資産			
事業資産建設仮勘定			
有形固定資産			
無形固定資産			
投資その他の固定資産			
有料道路関連道路債権			
<u>繰延資産</u>			
前払費用			
公社債券発行差金			
調査費			
財産臨時損失			
合 計			

負 債 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
<u>流動負債</u>			円
未払金			
短期借入金			
一年以内償還予定公社債券			
一年以内返済予定長期借入金			
未払費用			
預り金			
仮受金			
受託業務受入金			
その他の流動負債			
<u>固定負債</u>			
公社債券			
長期借入金			
退職手当引当金			
ETCマイレージ引当金			
道路事業清算引当金			
その他の固定負債			
<u>特別法上の引当金等</u>			
道路事業損失補てん引当金			
償還準備金			
償還準備積立金			
社会資本整備引当金			
合 計			
正 味 財 産			

- 1 内訳の摘要欄は、勘定科目分類表に従って詳細に記載する。
- 2 減価償却資産（事業資産建設仮勘定を含む。）の現在高は、各減価償却累計額及び建設助成金を控除して記載する。

事業年度神戸市道路公社貸借対照表

年 月 日現在

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	円	流 動 負 債	円
現 金		未 払 金	
預 金		短 期 借 入 金	
有 価 証 券		一年以内償還予定公社債券	
未 収 金		一年以内返済予定長期借入金	
材 料 及 び 貯 蔵 品		未 払 費 用	
前 払 費 用		預 り 金	
仮 払 金		仮 受 金	
受 託 業 務 支 払 金		受 託 業 務 受 入 金	
そ の 他 の 流 動 資 産		そ の 他 の 流 動 負 債	
固 定 資 産		固 定 負 債	
事 業 資 産		公 社 債 券	
事業資産建設仮勘定		長 期 借 入 金	
有 形 固 定 資 産		退 職 手 当 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		ETCマイレージ引当金	
投資その他の資産		道 路 事 業 清 算 引 当 金	
有料道路関連道路債権		そ の 他 の 固 定 負 債	
繰 延 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金 等	
前 払 費 用		道 路 事 業 損 失 補 て ん 引 当 金	
公 社 債 券 発 行 差 金		償 還 準 備 金	
調 査 費		償 還 準 備 積 立 金	
財 産 臨 時 損 失		社 会 資 本 整 備 引 当 金	
		(負 債 合 計)	
		基 本 金	
		神 戸 市 出 資 金	
		剰 余 金	
		準 備 金	
		(繰 越 欠 損 金)	
		繰 越 欠 損 金	
		(繰 越 欠 損 金)	
		当 期 損 失	
		(当 期 損 失)	
		(資 本 合 計)	
合 計		合 計	

事業年度神戸市道路公社損益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
管理業務費	円	業務収益	円
道路管理費		道路料金収益	
駐車場管理費		駐車場料金収益	
附帯事業施設管理費		附帯事業収益	
ETCマイレージ引当金繰入		業務雑収益	
一般管理費		受託業務収益	
一般管理費		受託業務収益	
受託業務損		業務外収益	
受託業務損		受取利息	
諸減価償却費		有料道路関連道路収益	
償還準備金繰入額		補助金収益	
償還準備積立金繰入額		道路事業損失補てん引当金取崩益	
駐車場減価償却費		雑収益	
附帯事業施設減価償却費		ETCマイレージ引当金戻入	
固定資産減価償却費		償還準備金取崩額	
諸引当損		償還準備金取崩額	
道路事業損失補てん引当損			
退職手当引当損			
道路事業清算引当損			
業務外費用			
支払利息			
繰延資産償却			
雑損			
		(当期損失)	
合計		合計	

様式第 13 号

預り有価証券台帳

番号	預り 期間	工 事 名	請負人	額面 金額	保証金等の種類					市債の 記号等	返 還 年 月 日	備考
					国債又は 市 債	(市債) 預り金	履行保証 保 険	現金	その他			

様式第 14 号

前 渡 金 管 理 簿

番号	件 名	前渡金額	前渡月日	支出番号	精 算 額	戻 入 額	精算月日

債務負担行為整理簿

No.

年 月 日	件名	限度額 円	変更増減額 円	現額 円	契約等済額 円	残額 円

様式第 18 号

予 算 繰 越 調 書

事業年度		事業名	
------	--	-----	--

科目 (款 項 目, 節)	予算額	支出負担行為額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			摘要
					円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	

様式第 19 号

予 算 流 用 調 書

事業年度	
------	--

科 目 (款 項 目, 節)	予 算 額	前年度事業繰 越 額	予 備 費 使 用 額	既 流 用 増 (△) 減 額	予算現額	今回流用 増 (△) 減 額	使用後の 予算現額	摘 要
	円	円	円	円	円	円	円	

予 備 費 使 用 調 書

事業年度	
------	--

科 目 (款 項 目, 節)	予 算 額	前事業年度繰 越 額	流 用 等 増 (△) 減 額	予 算 現 額	予 備 費 使 用 額	改 定 予 算 現 額	理 由 及 び 内 訳
	円	円	円	円	円	円	

資 金 計 画 表

(単位:千円)

区 分	月 別			四 半 期 別				摘 要
	前月までの実績	当 月 見 込	翌 月 予 測	I	II	III	IV	
支 出	未払金							
	事業費							
	管理費							
	元利償還							
	その他							
	合計 (a)							
収 入	未収金							
	出資金							
	政府貸出金							
	公庫借入金							
	負担金受入							
	一時借入金							
	料金収入その他							
	合計 (b)							
収支差 (b - a)								
資金手当 (c)								
一時借入金 債券等								
収支差 (b - a + c)								
収支差累計								

振 替 伝 票

事業年度	
------	--

経 営 企 画 課			
	経営企画課長	調整係長	係

担 当 課			
	課長	係長	係

<p>振替決議番号</p> <p>振 替 日 年 月 日</p> <p>振 替 額</p> <p>件 名</p>
<p>予算主管課</p> <p>借方科目 款</p> <p style="padding-left: 40px;">項</p> <p style="padding-left: 40px;">目)</p> <p style="padding-left: 40px;">節)</p> <p>事 業</p>
<p>予算主管課</p> <p>貸方科目 款</p> <p style="padding-left: 40px;">項</p> <p style="padding-left: 40px;">目)</p> <p style="padding-left: 40px;">節)</p> <p>事 業</p>

予算科目を伴わない預り金等の出納処理に限り、収入伝票、支払伝票として使用する

様式第 25 号

①原

符

振込人 様
納付額 円
振込先 銀行名 支店名 預金種別 口座番号 口座名義
年度 調定番号
摘要

②領 収 済 通 知 書

振込人 様
納付額 円
振込先 銀行名 支店名 預金種別 口座番号 口座名義
款 項 目 節
年度 調定決議番号
摘要
上記のとおり入金したので通知します。

③納入通知書兼領収書

振込人 様
納付額 円
年度 調定決議番号
摘要
上記の金額を 年 月 日までに 三井住友銀行本・支店にお払い込みください。 年 月 日 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6番地の1 神戸市道路公社 理 事 長 印
上記金額を領収しました。

年 月 日

指名競争入札執行通知書

様

神戸市道路公社

理事長

神戸市道路公社会計規程及び神戸市契約規則に基づいて、下記により入札を執行いたしますので、
通知します。

記

1. 入札方法 持参入札
2. 入札年月日 年 月 日 () 午前・午後 時
3. 入札場所 神戸市道路公社 西館会議室
4. 件名
5. 最低制限価格 設定あり ・ 設定なし
低入札調査基準価格 設定あり ・ 設定なし
失格基準価格 設定あり ・ 設定なし
6. 前払金 対 象 ・ 対 象 外
7. その他

※必要な項目を記載

- (1) 特記仕様書は、設計書巻末に添付しています。
- (2) 当社がお渡しした入札書（見積書）に直接記入し、入札してください。
- (3) 入札の時間は厳守してください。
- (4) 質問がある場合は、年 月 日 () までに F A X 等を利用して書面にて提出してください。
- (5) その他、詳細につきましては、神戸市道路公社入札の手引を参照ください。